

## 令和3年度2月補正予算（案）概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 2月補正予算事業一覧	2~3
3. 繰越明許費	4



吉 岐 市

## 令和3年度各岐市各会計予算額一覧

### ○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会計名		現計予算額	2月補正予算額(案)	補正後予算額(案)	
一般会計		24,905,412	180,094	25,085,506	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	3,793,769	3,793,769	
		診療施設勘定	50,009	50,009	
		計	3,843,778	3,843,778	
	後期高齢者医療事業特別会計		364,527		364,527
	介護保険 事業特別 会計	保険事業勘定	3,719,588		3,719,588
		介護サービス事業勘定	39,117		39,117
		計	3,758,705		3,758,705
	下水道事業特別会計		339,647		339,647
	三島航路事業特別会計		115,612		115,612
	農業機械銀行特別会計		109,486		109,486
合計		8,531,755		8,531,755	
一般会計、特別会計の合計		33,437,167	180,094	33,617,261	

### ○企業会計

(単位:千円)

会計名	内訳	現計予算額	2月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的収入	724,277		724,277
	収益的支出	815,300		815,300
	資本的収入	145,318		145,318
	資本的支出	428,803		428,803

令和3年度2月補正予算の事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 12 新型コロナウイルス感染症 対応事業費	新型コロナウイルス感 染拡大防止営業時間短 縮事業	255,765	148,084	403,849	14,518	133,566	0	0	0	<p>●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、市街市内へのまん延防止等重点措置区域の拡大適用を受け、長崎県知事からの営業時間短縮・酒類提供自粛の要請に応じた飲食店等に対し、協力を金を支給する。</p> <p>●事業内容 ○要請期間 令和4年1月28日（金）～2月13日（日） 17日間</p> <p>○対象施設 飲食店、遊興施設</p> <p>○要請概要 ①営業時間を午後8時までに短縮 ②終日、酒類の提供を行わないこと (利用者による店内持込みを含む)</p> <p>○協力金支給額 上記要請期間の全期間で営業時間の短縮に協力した店舗に対し、店舗の事業規模（売上高）に応じて店舗ごとに支給。</p>	商工振興課  P10～11
	新型コロナウイルス感 染症対応事業費（酒類 販売事業者支援金）	207,732	16,010	223,742	16,010	0	0	0	0	<p>●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、市街市内へのまん延防止等重点措置の適用を受け、県の営業時間短縮と酒類提供自粛の要請に応じた飲食店との取引により影響を受けている酒類販売事業者（酒造業含む）に対し、支援金を給付する。</p> <p>●事業内容 ○対象者 市内の酒類販売事業者で令和4年1月又は2月の売上高が、平成31年・令和2年・令和3年のいずれかの年の同月（基準年月）の売上高に対して30%以上減少している事業者。</p> <p>○支援金額 1事業者あたり上限200千円</p>	商工振興課  P10～11

令和3年度2月補正予算の事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 12 新型コロナウイルス感染症 対応事業費	観光需要喚起対策事業	0	16,000	16,000	16,000	0	0	0	0	<p>●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症の全国的な感染急拡大(第6波)により、特に宿泊事業者においては甚大な影響が出ている。このため、宿泊施設の市民利用を助長し、これまで2回実施し効果のあった「島民限定宿泊キャンペーン」の第3弾を実施し、観光インフラを維持存続させることを目的とする。</p> <p>●事業内容 ○観光需要喚起対策事業 (島民限定宿泊キャンペーン第3弾)</p> <p>①市内宿泊施設へ島民が宿泊する費用の半額補助。 (上限6,000円)</p> <p>②利用促進キャンペーンを実施し抽選で吉岐産品を贈答。</p> <p>(全体事業費) 16,000千円 内訳) 宿泊費支援事業補助金 15,000千円 吉岐産品 650千円 事務費 350千円</p>	観光課  P10~11

■一般会計・繰越明許費（詳細）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	完了予定	繰越理由
2 総務費	1 総務管理費	新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金	29,651	R4.6.30	営業時間短縮要請期間終了後に実施店舗からの申請・交付となり、協力金の一部が年度内支給困難となるため。
		観光需要喚起対策事業	16,000	R4.5.31	新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置の適用を受け、緊急的な経済対策として実施するものであり、事業期間を令和4年5月末までとしているため。
合 計			45,651		

令和4年壱岐市議会定例会2月会議  
議案第5号関係資料

## 第11弾 吉岐市緊急経済対策事業

○事業実施の意義：本市へのまん延防止等重点措置の適用に伴い、飲食店等への営業時間短縮要請に伴う協力金を支給する。また飲食店等での終日に亘る酒類提供の停止、及び全国的な不要不急の外出自粛要請の影響を受ける事業者を救済することを目的として、各種事業を実施する。

○補正予算額：180,094千円

○補正予算内訳

No.	事業名	予算額（千円）
1	吉岐市営業時間短縮協力金（第4期）	148,084
2	吉岐市酒類販売事業者支援金	16,010
3	島民限定宿泊キャンペーン第3弾	16,000

## 吉崎市飲食店等営業時間短縮協力金（第4期）

○事業名 吉崎市飲食店等営業時間短縮協力金（第4期）

○事業概要 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、吉崎市内へのまん延防止等重点措置の拡大適用を受け、長崎県知事からの営業時間短縮等の要請に応じた飲食店等に対し、協力金を支給する。

○要請期間 令和4年1月28日（金）～2月13日（日） 17日間

○対象施設 飲食店（宅配・テイクアウト・イートインスペースを有する小売店を除く）、遊興施設（スナック、カラオケボックス等）

○要請概要 ①営業時間を午後8時までに短縮  
②終日、酒類の提供を行わないこと（利用者による店内持込みを含む）

○協力金支給額 上記要請期間の全期間で営業時間の短縮に協力した店舗に対し、店舗の事業規模（売上高）に応じて店舗ごとに支給。

### ◆個人事業主を含む中小企業

1日あたりの売上高 ※1	1日あたりの協力金の額
75,000円以下	30,000円
75,000円超～ 250,000円以下	1日の売上高の4割
250,000円超	100,000円

※1 1日あたりの売上高は、平成31年・令和2年・令和3年のいずれかの年の1月及び2月の売上高より算出。

※2 総支給額は1日あたりの協力金の額に17（日）を乗じた額

◆大企業 1日あたり上限200千円  
（※1で算出する売り上げ減少額の4割、上限200千円）

○所要予算額 148,084千円

内訳 協力金 145,180千円（長崎県により算出）

事務費 2,904千円

財源 長崎県補助金 133,566千円

（長崎県新型コロナ感染拡大防止営業時間短縮協力金補助金）

地方創生臨時交付金 14,518千円

○申請受付期間 令和4年2月14日（月）～令和4年3月25日（金）まで ※消印有効  
※市役所商工振興課へ郵送での申請をお願いします。



(参考)

○支給額の計算例

①飲食店で令和2年1月から2月の売上高が450万円の場合

450万円÷60日=75,000円/日 ⇒ 1日あたりの協力金支給額30,000円  
第4期支給額・・・51万円(30,000円×17日)

②飲食店で令和2年1月から2月の売上高が500万円の場合

500万円÷60日=83,334円/日 ※1円未満切り上げ  
⇒ 1日あたりの協力金支給額34,000円(83,334円×0.4) ※千円未満切り上げ  
第4期支給額・・・578,000円(34,000円×17日)

※令和2年はうるう年であるため、1月と2月の日数を60日で計算。平成31年・令和3年の同期間は59日で計算。

○第1～3期と第4期の比較

第1～3期

1日あたりの売上高	1日あたりの協力金の額
83,333円以下	25,000円
83,333円超～ 250,000円以下	1日の売上高の3割
250,000円超	75,000円

※第1～3期・・・令和2年8月10日～9月12日



第4期

1日あたりの売上高	1日あたりの協力金の額
75,000円以下	30,000円
75,000円超～ 250,000円以下	1日の売上高の4割
250,000円超	100,000円

## 吉崎市酒類販売事業者支援金

○事業名 吉崎市酒類販売事業者支援金

○事業概要 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、吉崎市内へのまん延防止等重点措置の適用を受け、県の営業時間短縮と酒類提供を行わない要請に協力した飲食店との取引により影響を受けている酒類販売事業者（酒造業含む）に対し、支援金を給付する。

○対象者 市内の酒類販売事業者で、令和4年1月又は2月の売上高が、平成31年・令和2年・令和3年のいずれかの年の同月（基準年月）の売上高に対して30%以上減少している事業者

○支援金の額 1事業者あたり上限200千円

○支援金の算出方法  $(\text{基準年月の売上高} - \text{令和4年同月の売上高} \textcircled{1}) \times 2$   
※①の額は上限100千円とする。

○所要予算額 16,010千円

内訳	支援金	80件×200千円	=	16,000千円
	他事務費			10千円
財源	地方創生臨時交付金			16,010千円

○申請受付期間 令和4年2月14日（月）～令和4年3月18日（金）まで ※消印有効  
※市役所商工振興課へ郵送での申請をお願いします。

## 島民限定宿泊キャンペーン（第3弾）

○事業名 島民限定宿泊キャンペーン（第3弾）

○事業概要 新型コロナウイルス感染症の全国的な感染急拡大(第6波)により、特に宿泊事業者においては甚大な影響が出ており、緊急的な経済対策として、宿泊施設の市民利用を喚起する策として、これまで2回実施し効果のあった「島民限定宿泊キャンペーン」の第3弾を実施する。観光インフラを維持存続させることを目的とし、併せて1泊2食付きを基本とすることで、杵岐産食材等の消費拡大による経済活性化も目的とする。

○支援対象 市内宿泊事業者及び関連事業者

○支援額 支援額は宿泊料金の半額（最大6千円）とする。  
なお、過去2回の利用実績に基づき、旅館業法での「簡易宿所（民宿等）」利用促進のため、期間内に2回宿泊した方（内1回は簡易宿所(民宿等)利用を条件）、また、アフターコロナを見据え宿泊施設の魅力をインスタグラムで発信した方へ、抽選で杵岐産品があたるキャンペーンを実施し、利用促進と杵岐産品の消費拡大等を図る。

○その他

- ・目標2,000人泊
- ・対象施設は、市内の宿泊施設で長崎県が官民一体のチームで取り組む安心・安全のための認証制度である「team NAGASAKI SAFETY」認証施設とする。
- ・宿泊プランは、これまで同様、杵岐産食材消費拡大の観点から1泊2食付きを基本とし、ビジネスホテルは1泊朝食付きとする。
- ・利用対象者は、杵岐市民(原則2人以上)とする。なお、感染拡大防止のため、当面の間、家族又は普段一緒にいる方での利用とする。
- ・実施期間は、開始を市内感染の収束等感染状況を見て判断し、ゴールデンウィーク前までを想定。
- ・県民限定観光キャンペーン及びGOTOトラベルが早期に再開した場合は、これまで同様に事業促進のため本事業と併用可とする。

○所要予算額 16,000千円

内訳	支援金・杵岐産品	15,650千円
	事務費	350千円
財源	地方創生臨時交付金	16,000千円

○周知方法 市ホームページ・市公式ライン、ケーブルテレビ、全戸チラシ配布等